四條畷南中学校跡地について

資料2



【概略データ】

住 所 四條畷市南野五丁目5番1号

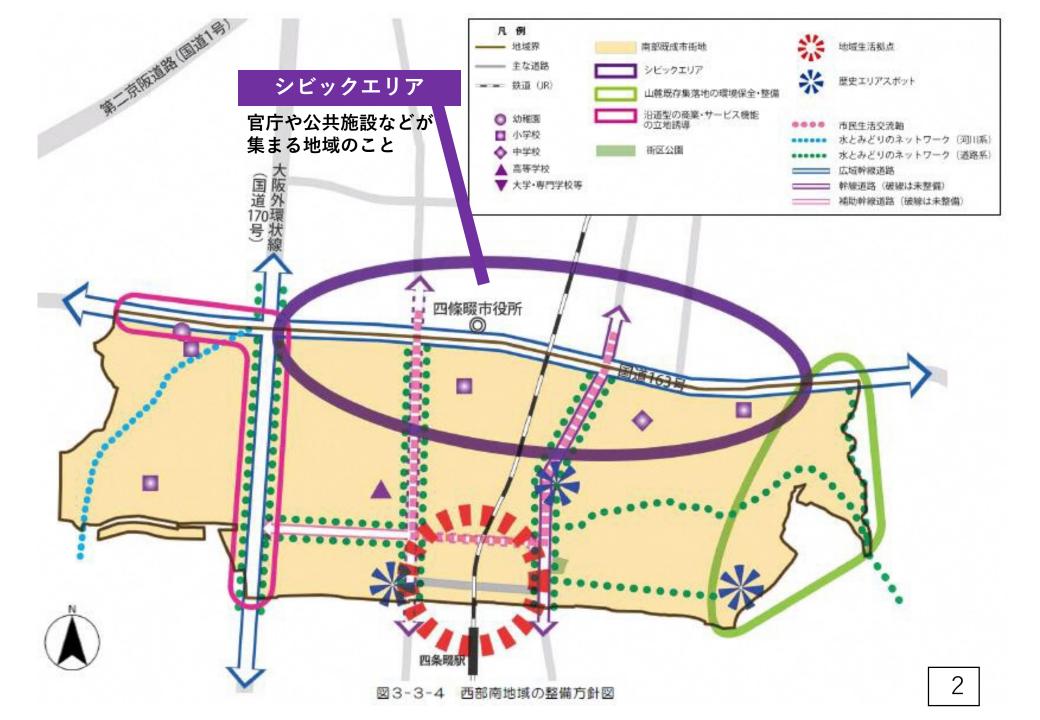
建築年度 1972年

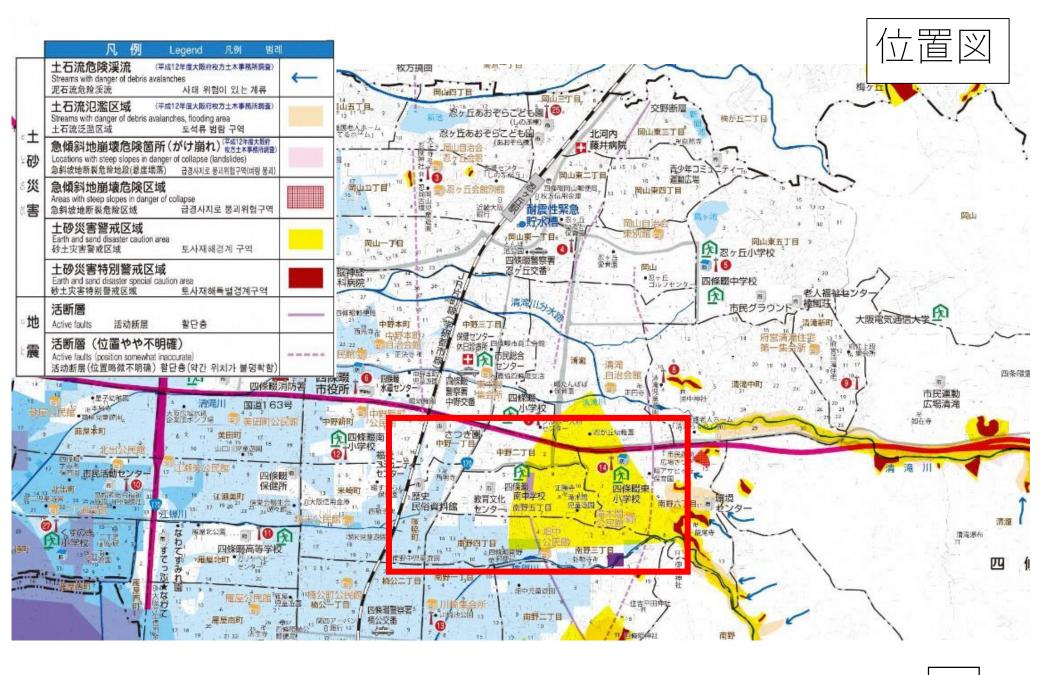
築 年 数 48年(2020年現在)

面 積 建物延床面積 8,021 m² (うち屋内運動場 1,155 m²)

敷 地 面 積 20,323㎡

※ 個別施設計画 9 3 ページより





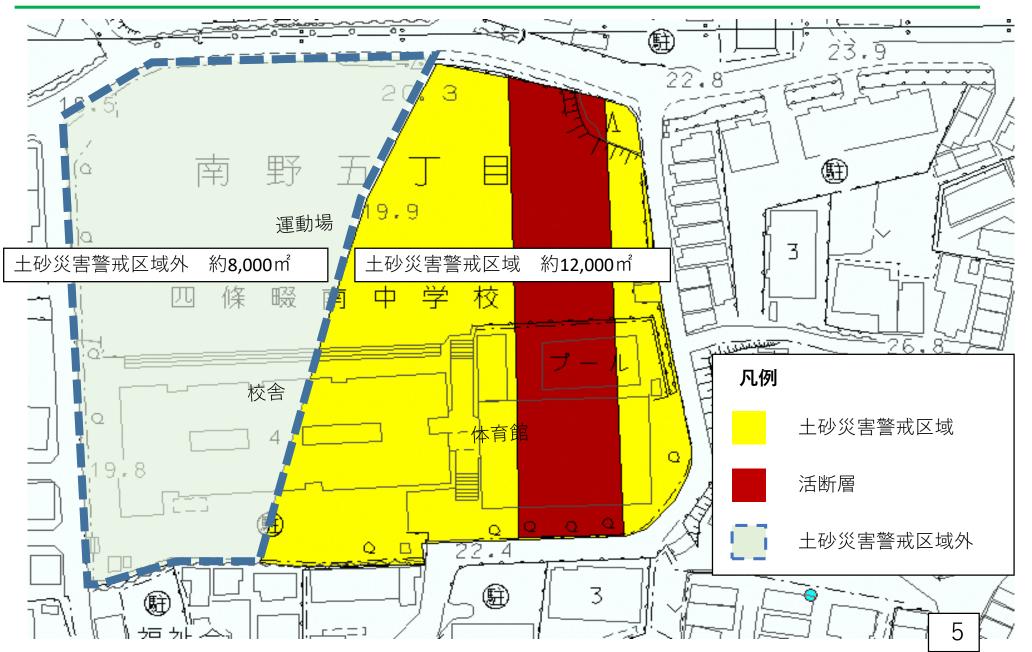
参考:四條畷市防災マップ(土砂災害・洪水・地震)より編集

位置図(拡大図)



参考:四條畷市防災マップ(土砂災害・洪水・地震)より編集

活断層の位置と土砂災害警戒区域の範囲



活断層調査について

●調査目的

四條畷南中学校の敷地内で存在が推定されている活断層について、その有無や分布状況を調査すること。

● 調査期間 H30.4.2~7.31



生駒断層帯の特性について

表-3.3.1	生駒断層帯の特性
12 0. 0. 1	上河り四川百円マノコゴエ

項目	特性
生駒断層帯を構成する断層	田口断層、交野断層、枚方断層、生駒断層、誉田断層
断層帯の北端位置	北緯 34° 52′ 東経 135° 41′ (大阪市枚方市)
長さ	およそ 38km
一般走向	N10° E
傾斜	低角(30-40°)で東に傾斜
幅	不明
断層のずれの向き	東側隆起の逆断層
最新の活動	西暦 400~1000 年頃(西暦 734 年?)
1回のずれの量	2-3m(上下成分)
平均活動間隔	3000~6000 年
	30 年以内 およそ 0~0.1%
今後の発生確率	50年以内 およそ 0~0.2%
	100 年以内 およそ 0~0.6%
	300 年以内 およそ 0~3%

(地震調査研究推進本部 生駒断層の評価より抜粋)

参考:四條畷市立四條畷南中学校敷地内活断層調査業務報告書より

調査結果

○ボーリング調査及びトレンチ調査とボーリング調査により採取した土壌試料による各種分析の結果、

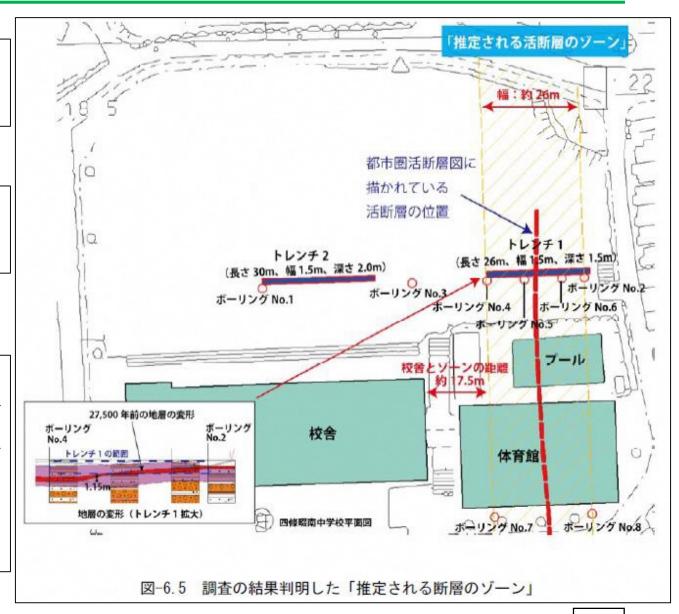


「推定される活断層のゾーン」として、幅約26mで活断層とみられる 地層の変形が確認できた。



活断層が通っている位置

- ① 生駒断層は学校敷地の東端付近を南北に通っている可能性が高い。
- ② 断層は幅(ゾーン)を持って分布している可能性が高い。
- ③ 今回明らかになった断層の位置は既存の都市圏活断層図に書かれている場所とほぼ一致している。



参考:四條畷市立四條畷南中学校敷地内活断層調査業務報告書より

学識者の見解について

大阪市立大学大学院理学研究科・理学部 三田村教授

- 断層をまたいだ位置および断層近傍の施設は、断層のズレによって壊れる可能性があるため、<u>なるべく利用しない</u>ことが望ましい。
- 新規施設の建設時には、<u>できる限り断層から離れた位置に建</u>設することが望ましい。
- 敷地西側は断層の下盤側にあたり、地層が厚く堆積しており、 全般的に地震波の増幅により強い揺れが生じやすくなるため、 表層には軟弱な地層が分布するため、<u>耐震性は充分に確保</u>すべ きである。

土砂災害警戒区域について

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)・土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)とは

がけ崩れや土石流などの土砂災害から都民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成13年4月1日施行)に基づき、土砂災害警戒区域 (通称:イエローゾーン)および土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)の指定をさ れた区域のこと。

区域に指定されると

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されると、土砂災害防止法に基づき

- ・宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うこと
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施すること

等が義務づけられる

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されると、土砂災害防止法に基づき

- ・特定の開発行為に対する許可制
- ・建築物の構造規制等が行われる。

四條畷南中学校の現状を映像にしましたので、ご覧ください

1 1

